

「滝沢市の素晴らしい水環境を将来に引き継ぐために！」

水道水源保護条例の制定

滝沢市は、現在のところ水道水源として良好な水質状況にあり、汚染が懸念されるような差し迫った事態は生じていませんが、この恵まれた水環境は市民共有の財産であり、良好な自然の水循環を現在から将来の世代が享受できるよう維持保全し、将来へ引き継ぐことを理念とし、市・事業者・市民が力を合わせて水道水源の保全に努めていくため「滝沢市水道水源保護条例」を制定し、水道水源の保護に取り組んでいます。

● 条例の主な特徴

- ① 水源枯渇防止型と水質汚濁防止型の2本柱により水道水源を保護します。
- ② 「地下水採取規制区域」を指定して地下水の保全を図ります。
- ③ 「水道水源保護水域」を指定し、有害物質を含む水を排出するおそれのある事業活動に対しては「水道水源保護協定」を締結して水道水源の保全を図ります。
- ④ 条例の遵守を怠り改善命令にも従わない場合や協定に違反したときには、滝沢市水道水源保護審議会の意見を聴いた上で公表します。
- ⑤ 条例の実効性をより高めるため、市と水道事業管理者は水源域等の用地取得を行うほか合併処理浄化槽設置等に助成を行います。
- ⑥ 「地下水採取規制区域」や「水道水源保護水域」等の指定や基準値等については、滝沢市水道水源保護審議会に諮り定めていきます。

● 条例のあらまし

[目的](第1条)

水道法に基づき、市の水道水を将来にわたって安定的に供給するとともに、良質な水質を保持するため、水道水源の保護を図り、もって市民の生活環境と健康を守る。

[市、事業者、市民の責務](第3条～第5条)

市の責務

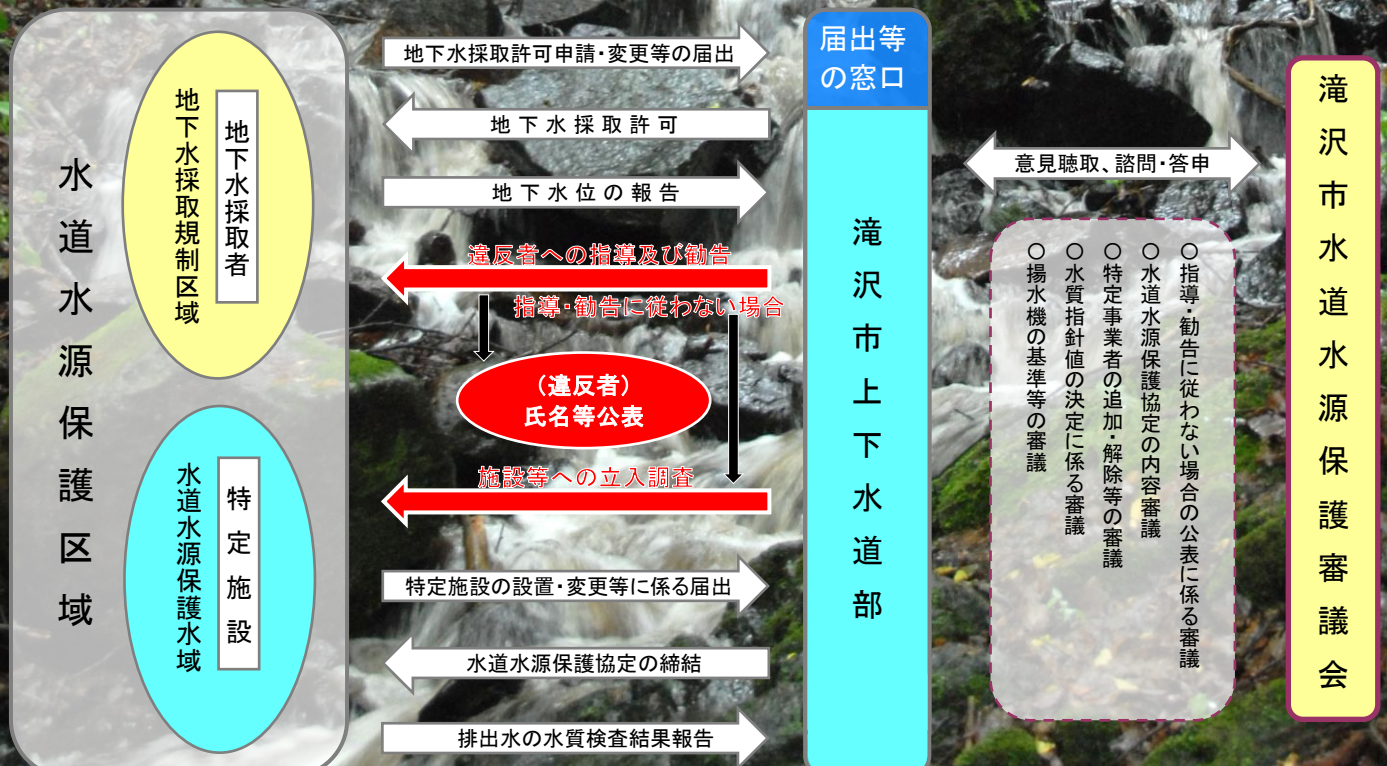
水道水源の保護に必要な施策を策定し実施する責務を有する。

事業者の責務

事業活動において水質の汚濁を防止するための措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

市民の責務

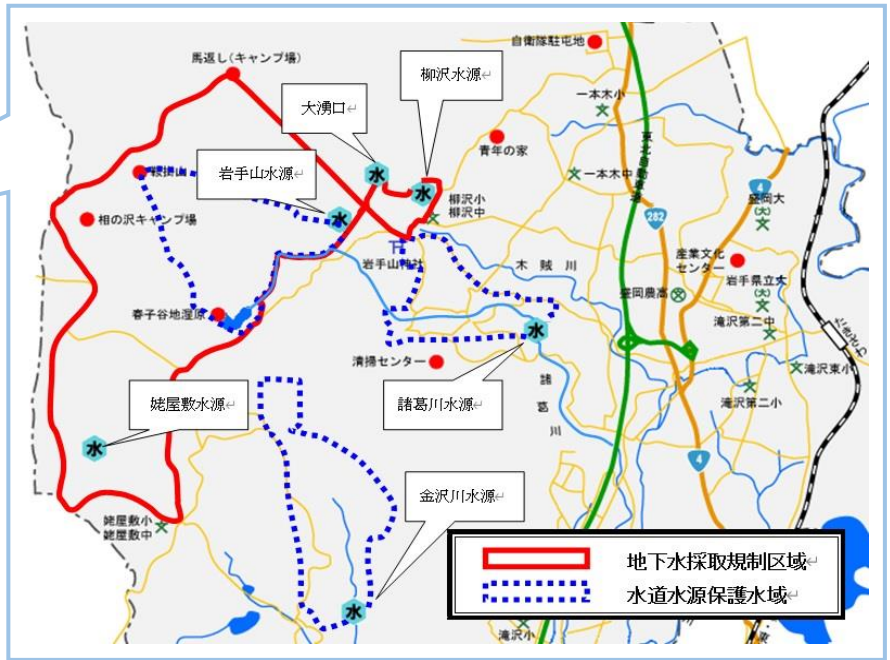
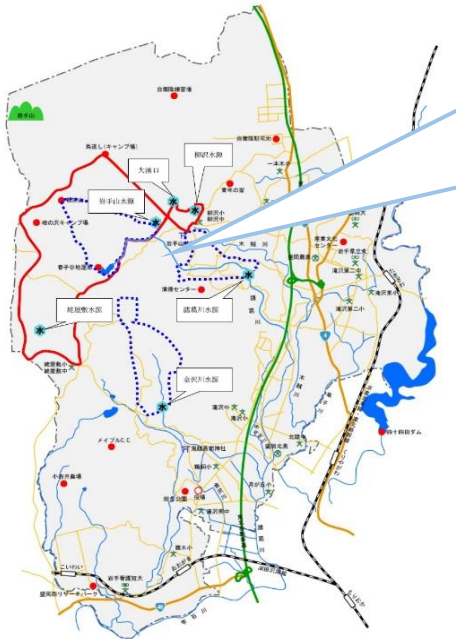
自らも水道水源の保護に努めるとともに市が実施する施策に協力しなければならない。



[水道水源保護区域等の指定](第6条)

【水道水源保護区域】(市の水道水源の周辺区域及びその上流区域) 25.3km²

- ▶ 【地下水採取規制区域】(地下水採取を規制する区域) 17.8km²
- ▶ 【水道水源保護水域】(水質の汚濁を防止する区域) 11.6km²



[地下水(水量)の保護] (第7条～)

- ① 地下水を採取する者は、節水、循環利用等の措置を講ずることにより、地下水の採取の抑制に努めなければなりません。
- ② 水道水源保護区域内で、地下水の湧出を伴う掘削工事を行う者は、水道水源の枯渇又は汚濁を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

[許可申請を要する施設]

地下水採取規制区域内で、井戸のストレーナの位置が地表面下30メートル以深、かつ揚水機の吐出口の口径が65ミリメートル以上の井戸を設置する場合は申請をし、許可を受けなければなりません。

[水質の保護] (第18条～)

汚染物質を排出する恐れのある「特定事業」の「特定施設」を指定。

【特定事業】 ① 鉱業 ② 採石業 ③ 飲食業 ④ クリーニング業 ⑤ 旅館業 ⑥ ゴルフ場業 ⑦ 産業廃棄物処理業

【特定施設】 上記特定事業のうち

- ① カドミウム等の重金属、その他の人の健康に係る被害を生ずる恐れがある物質を含む排出水を排出する施設
- ② 生物学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目で、生活環境に係る被害を生ずる恐れがある程度の排出水を排出する施設

上記対象となる事業者は、市と「水道水源保護協定」を締結し、排出水の水質基準(市独自の基準)を遵守するよう努めなければなりません。

[公表] (第21条及び第25条)

- ① 特定事業者と「水道水源保護協定」を締結したときは、公表します。
- ② 条例の遵守を怠り改善勧告または命令に従わなかった場合や、水道水源保護協定に違反したときは水道水源保護審議会の意見を聴いた上で、社会的な制裁として事業者名等を公表します。

[推進施策] (第31条)

条例の実効性を高めるため水源域等の用地取得や合併処理浄化槽設置等に助成を行います。

[地方公共団体等への要請] (第32条)

隣接する地方公共団体、県、国に水道水源保護を図るためいろいろな働きかけに努めます。